

宇陀市保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業について市民の賛否を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、保養センター美榛苑（宇陀市宿泊事業の設置等に関する条例（平成18年宇陀市条例第191号）の規定により設置された保養センター美榛苑をいう。以下同じ。）の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業の実施について、市民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業の実施に賛成
- (2) 保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業の実施に反対

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を宇陀市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して50日を経過する日までの間の市長が定める日曜日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示するとともに、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに当該投票日を選挙管理委員会に通知しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者
- (2) その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(投票資格者名簿の調製等)

第6条 市長は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

2 市長は、第4条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければな

らない。

(投票区及び投票所)

第7条 投票区は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により選挙管理委員会が設けた選挙における投票区とする。

2 投票所及び第12条に規定する期日前投票における投票所（以下「期日前投票所」という。）は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、投票日の5日前までに投票所を、告示日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する投票所及び期日前投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票することができない者)

第9条 次に掲げる者は、住民投票の投票をすることができない。

(1) 投票資格者名簿に登録されていない者

(2) 投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日の当日（第12条に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票をする日。次号において同じ。）において投票資格者に該当しない者

(3) 投票日の当日において公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者

(投票の方式)

第10条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票をする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、投票用紙に自ら○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票)

第11条 投票人は、投票日の当日、自らその属する投票区の投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(期日前投票等)

第12条 前条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第13条 第10条第2項に規定する投票用紙及び同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(投票の秘密保持)

第14条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票の促進)

第15条 市長は、市の広報誌への掲載その他適当な方法により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第16条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項に規定する投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(開票区及び開票所)

第17条 開票区は、市の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票所及び開票の日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第18条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項の規定による開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

2 前項の規定にかかわらず、第10条第4項に規定する点字投票の無効については、規則で定める。

(住民投票の成立要件等)

第20条 住民投票は、投票した者の総数が投票日の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票は行わない。

(投票結果の告示等)

第21条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、その内容を市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第22条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第23条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公

職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる宇陀市議会議員及び宇陀市長の選挙の例による。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。